

女性活躍推進事業について

女性活躍推進事業とは

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進の取組。具体的には以下のとおり。
- ・女性が自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする際に、その個性と能力十分に発揮できるようにすること。
- ・男性も女性も互いに協力し、家庭生活の役割を果たし、職業生活と家庭生活の継続的な両立が可能となること。

取組への留意点

- ・男女共同参画事業は、あらゆる分野で、男性も女性も活躍できるように支援するものであるのに対し、女性活躍推進事業は働きたい女性や働く女性が活躍できるように支援するもの。
- ・女性の視点を取り入れることで、女性が働きやすい職場作りにつなげる。

えるぼし認定

- 令和4年度から「えるぼし認定」を取得した企業への取材を行っている。
- 「えるぼし認定」企業とは、女性の活躍推進のための行動計画を立て、届け出を行い、その取り組み状況が優良であると厚生労働大臣に認定された企業。
- 「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアアコース」の5項目から判断。

これまでの取材

女性が活躍できる職場作りなどの取組についてインタビューを実施

- 令和4年度〔取材者：巴山建設株式会社〕
 - ・令和2年に事務職2人の女性の新入社で環境改善
 - ・女子トイレに暖房便座、子どもの関係や体調不良等への配慮し半日休暇の導入
 - ・性別で特別扱いをせず、女性が活躍できる職場の創出
 - 令和5年度〔取材者：アフラック収納サービス株式会社〕
 - ・時間単位年休、短時間勤務、在宅勤務など、ライフスタイルに合わせた制度を整備
 - ・有休取得率の目標を80%とし、実績は90.2%
 - ・家庭の事情による急な退勤や休みが“当たり前”という環境を目指している
- ※ 令和3年度までは女性活躍推進事業「わがまち調布の輝き女性（びと）」として実施